

令和2年度魅力ある夜間景観づくりに向けた指針（案）作成等実施業務受託候補者選定実施要領

制定 令和2年4月14日

（趣旨）

第1条 この実施要領は、令和2年度魅力ある夜間景観づくりに向けた指針（案）作成等実施業務について、景観形成の推進に関する業務受託候補者選定要綱（以下「要綱」という。）により受託候補者の選定を行うために必要な事項を定める。

（委託費用の上限）

第2条 要綱第3条に規定する別に定める委託費用の上限は、4,000,000円（消費税及び地方消費税を含む。）とする

（受託希望者の募集）

第3条 要綱第4条第8項に規定する受託希望者の募集の詳細については、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 要綱第4条第3項に定める申込書の提出については、要綱第4条第4項に定める提案書（以下、「提案書」という）の提出によって代えるものとする。

(2) 提案書は、第1号様式に、次に掲げる事項を記載し、提出するものとする。

ア 受託希望金額（消費税及び地方消費税を含む。）

イ 業務実績

本業務と同種又は類似の業務実績について、発注者、年度、業務内容及び受託金額等を記載。記載できる実績は、直近5年以内のものを3件までとし、その実績が京都市におけるものか否かは問わない。

同種の業務：イメージ図を豊富に用いた景観やまちづくり等に関する
ガイドライン等の作成業務

類似の業務：景観やまちづくり等に関するガイドライン等作成業務又は
景観やまちづくり等に関する調査業務

ウ 本業務を実施する場合の体制

本業務を実施する場合の実施責任者及び従事する全ての職員について、氏名、経験年数、保有する資格及び主な履歴等を記載。本店又は支店が京都市内にある場合は、所在地を記載。

協力事務所を設ける場合の本業務に従事する者について、氏名、経験年数、保有する資格及び主な履歴等を記載。本店又は支店が京都市内にある場合は、所在地を記載。

エ 次に掲げる本業務に関する提案（提案事項の中に図表や写真等を使用することを可とする。）

(ア) 京都らしい魅力ある夜間景観づくりを進めていくための理念に関するアイデア

(イ) 市民や事業者にとってわかりやすく、夜間景観づくりを進めていくことのできる指針（案）のデザイン及び構成やイメージ図等に関するアイデア

(3) 提案書には、見積書を添えて提出するものとする。なお、同種又は類似の業務実績に関する資料を添付資料として提出することを可とする。

(4) 提案書の大きさ及び枚数は、添付資料を除いてA4版6枚以内とする。

- (5) 次に掲げる提案書は失格とする。
- ア 提出期限、提出先及び提出方法に適合しないもの。
 - イ 指定する作成様式及び記載上の留意事項に示された条件に適合しないもの。
 - ウ 記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの。
 - エ 虚偽の内容が記載されているもの。
- (6) 提案書の提出は、令和2年5月19日（火）午後5時までとする。
- (7) 要綱第4条第5項に定める提案書の提出に関する質問は、令和2年4月24日（金）午後5時までに行わなければならないものとする。
- (8) 要綱第4条第6項に定める質問及びその回答のホームページでの公開は、令和2年4月30日（木）午前10時までに行うものとする。

（受託候補者選定委員会）

第4条 要綱第5条第5項に規定する受託候補者選定委員会（以下「委員会」という。）の構成員は、次の各号に掲げる者とする。

- (1) 都市計画局都市景観部長
- (2) 都市計画局都市景観部景観政策課長
- (3) 都市計画局都市景観部風致保全課長
- (4) 都市計画局都市景観部景観政策課担当課長（企画担当）
- (5) 都市計画局都市景観部景観政策課担当課長（都市デザイン担当）
- (6) 都市計画局都市景観部景観政策課担当課長（歴史的景観保全担当）

2 委員会は、構成員の過半数の出席をもって成立するものとする。

（受託候補者の選定等）

第5条 要綱第5条第9項に規定する別に定める選定方法の詳細は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 委員会は、受託希望者から提出された提案書の内容に基づき、受託希望者を評価し、受託候補者を決定する。委員会が審査に必要と認めた場合は、受託希望者に対して、ヒアリングを実施できるものとする。
- (2) 前号の規定による評価は、別表により受託候補者選定委員会の各委員が評価し、算出した評価点の平均点をもって充てる。
- (3) 委員会は、第1号の規定による評価の得点の合計が最大となる者を、受託候補者として選定する。ただし、得点の合計が最大となる者が2者以上となった場合には、委員会において協議のうえ、1者を受託候補者として選定する。
- (4) 受託希望者が1者の場合にあつては、委員会は、受託希望者が本業務委託を受託するに当たり、適切に業務を遂行できるかの総合的な判断を行う。
- (5) 委員会は、第1号の規定による評価の得点の合計が最大となる者について、業務を実施する能力に満たないと認める場合においては、第3号の規定にかかわらず、受託候補者として選定しないことができる。

附 則

（施行期日）

1 この実施要領は、決定の日から施行する。